

省エネルギー及び創エネルギー機器等補助制度

「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて、地球温暖化の原因となるCO₂の排出量削減を図るため、省エネルギー及び創エネルギー機器等を設置又は施工した方に対して、区が費用の一部を補助します。

申請受付期間 (土・日曜日及び祝日を除く)

【第1期】 令和8年 5月25日(月)～令和8年 7月31日(金)まで

【第2期】 令和8年 8月17日(月)～令和8年10月16日(金)まで

【第3期】 令和8年11月 2日(月)～令和8年12月25日(金)まで

【第4期】 令和9年 1月12日(火)～令和9年 3月12日(金)まで

※ 期間内でも各期の予算の上限に達した場合、その日をもって受付終了となりますので、申請日によっては補助を受けられない場合があります。

申請できる方

対象区分	申請できる方(基準日:申請時点)
個人住宅	区内に住所を有する方で、その住宅に補助対象機器等を自ら使用する目的で設置又は施工した方(ただし、集合住宅専有部の場合は断熱窓に限る)
集合住宅共用部	区内に集合住宅を所有又は借り受け、当該住宅共用部に補助対象機器等を設置した中小企業者等又は管理組合等
事業所	区内に事業所を所有又は借り受け、当該事業所に補助対象機器等を設置した中小企業者等

ただし、次の場合は申請できません。

- × 過去に本制度と同種の補助を区から受けている場合(機器区分が異なる場合を除く。)
- × 導入した補助対象機器等が未使用のものではなく、中古品やリース機器の場合
- × 施工完了日と支払完了日の間が1年以上離れている場合
- × 中小企業者等で、法人事業税または個人事業税を滞納している場合

窓口へのご来庁は、事前のご予約が便利です

申請書のご提出や提出前のご相談など、窓口へお越しいただく際は、事前にお電話でご予約された方を優先して対応します。ご予約なしでも対応しますが、お待ちいただく場合があります。(窓口の順番予約です。補助金の予約ではありませんのでご注意ください。)

予約可能日時 毎週月曜日～金曜日(祝日及び12月29日から1月3日までを除く。)

①10時～11時 ②11時～12時 ③13時～14時 ④14時～15時 ⑤15時～16時
(すでに予約が入っている時間帯はご指定いただけない場合があります。)

申請に必要な書類や、補助金交付までの流れなど、詳細は区ホームページでご案内していますので、**施工前**にご確認ください。

【新宿区ホームページ (URL)】

http://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/index10_02.html



補助対象機器等

対象区分	機器区分及び補助要件	補助金額
個人住宅	太陽光発電システム 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証をうけたもの	太陽電池モジュールの公称出力の合計1kWあたり100,000円(上限300,000円)
	CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) 次のいずれかに該当するもの ・JIS基準(JIS C9220)に基づく年間給湯保温効率(ふる保温機能あり)が2.8以上のもの ・JIS基準(JIS C9220)に基づく年間給湯効率(ふる保温機能なし)が2.9以上のもの ・薄型2缶タイプ、角型1缶タイプ、容量が200ℓ以下の小容量タイプ(一体型タイプ含む)又は多機能タイプであって、年間給湯効率又は年間給湯保温効率が2.7以上であるもの	定額100,000円
	家庭用燃料電池(エネファーム) 一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)に登録されているもの	定額100,000円
	高反射率塗装(屋根又は屋上) (1) JIS K5675(屋根用高日射反射率塗料)適合品又は日射反射率(近赤外線領域)50%以上を有する塗料を用いていること (2) 屋根、屋上部分について施工すること(屋根・屋上立ち上がり部分を含む。天窗部分は除く。)	施工面積1㎡あたり2,000円(上限200,000円)
	断熱窓 (1) 既設窓の改修であること (2) 内窓設置又はガラス交換であること (3) 同一室内の窓すべてが断熱窓となる施工であること(天窗は除く) (4) 熱貫流率が4.65W/m ² ・K以下に改善されること	設置又は施工に要する経費(税抜)の25%(上限100,000円)
	蓄電池システム (1) 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が補助対象機器として指定しているもの、又は同等と認めるものであること (2) 太陽光発電システム又は家庭用燃料電池(エネファーム)と常時接続されていること	蓄電容量1kWhあたり10,000円(上限100,000円)
	太陽光発電システム 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証をうけたもの	太陽電池モジュールの公称出力の合計1kWあたり100,000円(上限300,000円)
集合住宅共用部	LED照明 (1) 照明器具の取り付け方が、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、又は壁付け形のものであること(卓上スタンド、その他のコンセント設備を使用するものは除く) (2) 既設照明器具からLED照明器具への交換工事を伴うこと。ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は対象外とする。(①LED照明器具からLED照明器具への交換、②既設照明器具にそのままLEDランプを装着すること、③既設照明器具の一部を改造する工事) (3) 消費電力が同等以下の機器への交換であること	設置又は施工に要する経費(税抜)の50%(上限300,000円)
	太陽光発電システム 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証をうけたもの	太陽電池モジュールの公称出力の合計1kWあたり100,000円(上限800,000円)
事業所	LED照明 (1) 照明器具の取り付け方が、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、又は壁付け形のものであること(卓上スタンド、その他のコンセント設備を使用するものは除く) (2) 既設照明器具からLED照明器具への交換工事を伴うこと。ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は対象外とする。(①LED照明器具からLED照明器具への交換、②既設照明器具にそのままLEDランプを装着すること、③既設照明器具の一部を改造する工事) (3) 消費電力が同等以下の機器への交換であること	【再エネ導入なし】 設置又は施工に要する経費(税抜)の50%(上限250,000円)
	高効率空調設備 エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機 (1) 東京都の中小企業向け省エネ促進税制導入推奨機器として登録されている型番の機器であって、以下のいずれかであること ① 室内機及び室外機の組み合わせ(セット型番)として登録されている機器の場合は、当該組み合わせでの同時の交換であること ② マルチタイプの機器であって、室外機のみが登録されている機器の場合は、当該室外機及び、当該室外機と同時に設置され、接続して使用される室内機であること (2) 旧機からの交換であること (3) APF(通年エネルギー消費効率)が同等以上の機器への交換であること(APFが設定されていない機器から交換する場合を除く)	【再エネ導入あり】 設置又は施工に要する経費(税抜)の70%(上限500,000円) ★再エネ導入について、詳細は区ホームページをご覧ください。

<問合せ・提出先> 新宿区環境清掃部環境対策課脱炭素事業係
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 区役所本庁舎7階12番窓口
TEL 03-5273-4111(補助金専用ダイヤル) FAX 03-5273-4070

新宿区 省エネ 補助金

